

～がんばる商工業者を応援します～ 小金井市事業資金サポート利子補給金制度

商工業者のみなさんが東京都制度融資「つなぎ」
を利用して事業資金をお借入した場合、
当該融資の支払利子について
最大1/2を補助する制度です。

〔 * 補助金額の上限は1.7%、申請者負担金額の下限は0.8%として計算した金額となります。(数値は年利を示します)
小金井市と契約した金融機関からのお借入(証書貸付)に限り、対象融資限度額の範囲内での補助となります。 〕

令和7年4月～令和7年9月の支払利子に対する申請の受付期間は
令和7年10月1日(水)～令和7年10月31日(金)です。
(午前8時半から午後5時まで)

～ 応募資格・必要書類等、詳しくは裏面をご覧ください ～

* 必要書類の準備に時間を要することも考えられます。お問合せはお早めをお願いします。

* 「つなぎ」とは東京都制度融資の「クイック融資」の略称です。

利子補給について

東京都制度融資「つなぎ」を利用した事業資金融資について、対象融資限度額の範囲内で、市が支払利子の最大1/2を補助いたします。

*補助金額の上限は1.7%として計算した利子の金額、申請者負担金額の下限は0.8%として計算した利子の金額となります。(数値は年利を示します、算定は市が行い1円未満は切り捨てとなります)

*小金井市と契約した金融機関からのお借り入れの場合に限ります。(※)

※ 「つなぎ」とは東京都制度融資の「クイック融資」の略称です。

※ 小金井市と契約した金融機関で、小金井市小口事業資金融資あっせん制度の取扱金融機関に限ります。詳しくはお尋ねください。

申込資格

次の①～④を全て満たすこと

① 住所要件など(次のいずれかに該当すること)

申込者の住所 (法人の場合は代表者個人の住所)	主たる事業所の所在地 (法人の場合は原則として本店)
市内に1年以上住所を有している方の場合	市内または隣接市に事業所があり、同一事業を1年以上営んでいること
隣接市に1年以上住所を有している方の場合	市内に事業所があり、同一事業を1年以上営んでいること

*隣接市とは、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、国分寺市、西東京市の7市です。

② 事業規模および業種

常勤の従業員が30名以下で、東京信用保証協会の保証対象業種であり健全な商工業を営んでいること

③ 納税

市税の納税義務者で、納期到来分(申請時まで)を完納していること

④ 融資

運転資金として、小金井市と契約した金融機関から、東京都制度融資「つなぎ」を利用して事業資金の融資を受けていて、当該融資の返済を約定どおりに行っていること(一部内入れ返済を除きます)、または、令和7年4月から令和7年9月までの期間に返済を終了していること。

申込受付

令和7年4月～令和7年9月までの支払い利子に対する補助申請の受付期間は

令和7年10月1日(水)から令和7年10月31日(金)まで (午前8時半から午後5時まで)

提出書類

- 1 小金井市事業資金サポート利子補給金交付申請書(様式第1号)
- 2 市税の納税証明書、又は領収書の写し ※1
- 3 融資実行証明書(様式第2号)
- 4 金融機関が発行した返済予定表の写し
- 5 返済証明書(様式第3号)
- 6 小金井市事業資金サポート利子補給金交付請求書(様式第6号)
- 7 確定申告書または決算書の写し(税務署の收受印があり一番最近のもの)
- 8 営業許可証等の写し(必要な業種の場合)

※1 小金井市税の場合、市の担当者が、公簿等により申請者の状況について確認してよい場合は、提出を省略することができます。また、他の市区町村に取める税金については、その市区町村の納税に関する書類が必要です。

※ 申請書等(様式第0号と記載のあるもの)については市役所にご用意があります。

※ 金融機関の証明が必要な書類があります。金融機関の証明には料金がかかる場合があります。その料金は申請者負担となります。

審査結果について

申請内容を審査し、11月上旬から11月中旬の間に利子補給金の交付、又は、不交付を決定し、申請者に通知します。交付が決定した場合は、原則として、通知後1ヶ月以内に指定口座に利子補給金を振り込みます。

なお、審査によって、ご希望に沿えない場合があります。

お問合せ

市民部経済課 産業振興係(第二庁舎4階)
〒184-8504 小金井市本町6-6-3
電話: 042-387-9831
FAX: 042-386-2609